

## 正統・異端・切支丹

——近世日本の秩序維持とキリシタン禁制——（上）

大橋 幸 泰

### はじめに

キリシタン禁制は近世日本の秩序維持に重要な役割を果たした宗教政策である。宗門改制度を通じた民衆統制や四つの口を通じた対外関係統制は、その背景に様々な要件があったにせよ、キリシタン問題を抜きにして考えることができないことも確かであるから、近世日本の国家・社会の秩序はキリシタン禁制という宗教政策を基軸の一つとして維持されていた、と言っても過言ではなからう。キリシタン禁制が近世日本の国家・社会を理解する上で重要な政策であるとの認識から、近代日本の学問史上においてもキリシタンをめぐる問題に対する関心は高く、それぞれ個別の問題については論点<sup>1</sup>が深められてきたと言い得る。ただし、近世史研究一般に有機的に位置づけられていると言えるかどうかとなると怪しいのではない

か、というのが筆者の見方である。

一方、一九九〇年代以降、近世宗教史研究は活況を呈していると言える状況にある。かつて近世は、合理的精神が涵養され、神仏の呪縛から解放された時代であると認識されたこともあったが、近世権力の宗教性をめぐる議論、民間宗教者に光を当てる身分的周縁論、宗教を組み込む地域社会論などの登場により、近世日本の宗教問題について改めて注目が集まってきている<sup>2</sup>。ところが、こうした近世宗教史研究の活性化と従来のキリシタン史研究とが交錯するところがあまりなく、研究の上でキリシタンをめぐる問題だけがまだ孤立状態にあるように見えるのは、どうしたことだろうか。

その原因は従来のキリシタンを見る視角にある。第一は、仏教史研究になぞらえて言えば、キリシタンを扱う研究が宗派別理解からいまだ脱却できていないということである。つまり、キリシタンに向けられる眼差しが、日本におけるキリスト教史の一部として見る

見方のみに囚われているのではないか。第二は、キリシタン問題と言えどもっぱら対外関係史研究の材料として認識されることが多く、近世人の宗教をめぐる問題として意識的に扱われていないということがある。言い換えれば、キリシタンが外来宗教としてしか認識されていないのではないか。

もちろんキリシタンは、ヨーロッパにおけるキリスト教界の変動を背景に、ポルトガル・イスパニアのアジア進出にもなつて日本列島にもたらされた宗教であるから、キリスト教史の一部を構成していることは間違いないし、対外関係史の分野で議論することの必要性を筆者も否定しない。しかし、当該期キリシタンを信仰した日本列島の生活者にとつて、キリシタンが外来宗教だったのかどうか疑問である。そもそも対外問題と対内問題を分けて考える発想は生活者のものではない。輸入品であろうが国産品であろうが、安くて良い品物ならば区別しないのが生活者というものである。宗教のよいうな精神世界も同じことであつて、遠いところから紹介された教えであろうが、身近なところから生まれた教えであろうが、自己の求めるものと合致すれば深く共鳴して信仰するのが生活者である。したがつて、キリシタンは信徒にとつて決して対外問題ではないし、現代の研究レベルにおいても民間信仰を含めた近世日本の他の宗教とともに、近世人の宗教として横断的に扱われる対象であるべきだと思ふ。

そうした研究状況の中で筆者が特に注目しているのは、安丸良夫

「近代化」の思想と民俗<sup>(3)</sup>である。同論文は、キリシタンを「異端的な言説・集団・行動」を集約する表象であつたと位置づけて、民間信仰や流行神など民衆世界のダイナミックな活力と、そうした動向に対する幕藩権力による規制との関係でキリシタン問題を扱っている。ただし、この安丸論文では、近世から近代への転換をどう見るのかという課題に対してあくまで民俗の再編成という観点からの考察となつていて、キリシタンをめぐる問題についてはそれ以上の追究はなく、いつからどのような経緯でキリシタンが「異端的な言説・集団・行動」の象徴となつていったのか、必ずしも明らかにされてはいない。宗判寺檀関係の仏教とキリシタンを対極とする、近世宗教の正統と異端の序列化がどのような経緯を経て形成され展開し、そして変容していったのか、キリシタンをめぐる問題と近世民衆の多様な宗教活動をめぐる問題とを横断的に扱つて論じることが求められている<sup>(4)</sup>。

以上のような問題意識を前提に、本稿では、島原天草一揆以後、幕藩体制の深刻な動揺を迎える天保期まで、潜伏キリシタンや異端的な宗教活動が問題視された事例を主な材料として、キリシタン禁制の内実の変化とその意味について検討する。とりわけ、近世における異端的宗教活動（潜伏キリシタンを含む）と近世秩序の維持・変容とはどのような関係にあるのか——言い換えれば、「切支丹」イメージの変容と異端的な宗教活動への規制強化との関係——について考察し、近世秩序をめぐる議論の素材を提供したいと思ふ。予

め論文全体の構成を提示しておく、一で一七世紀、二で一八世紀、三・四で一九世紀におけるキリシタン禁制の内実を検討する。

なお、議論の前提として、「崩れ」と「宗教」という語句について補足しておく。

「崩れ」とは、信仰組織や潜伏形態が崩壊するという意で、一九世紀後期以降定着した潜伏キリシタン露頭事件（一七世紀中期と一八世紀末期）一九世紀中期の二つの時期に集中）を指す呼称である。誰が最初に使用し始めたかは定かではないが、姉崎正治氏<sup>(5)</sup>・高室一彦氏<sup>(6)</sup>らがキリシタンを近代学問の対象として扱い始めた一九二〇年代には、潜伏キリシタン露頭事件を指す呼称として一般的に言い習わされていたものと思われる。特に寛政期以降の浦上一番崩れ・天草崩れ・浦上二番崩れ・浦上三番崩れでは、いずれも「切支丹」の存在を認めないとの結論であったから、これらを「崩れ」と呼ぶようになるのは明治期以降であることは明かである。

また、「宗教」という語句については、一九世紀後期西洋文明の象徴としてのキリスト教をモデルに定着した造語であることから、近年そのイデオロギー性が強調されてきているが、これに替わる適当な語句を見つけるのもまた困難であることから、ここでは阿満利磨氏の定義「人間がその有限性に目覚めたときに活動を開始する、人間にとってのもっとも基本的な営み」<sup>(8)</sup>との意で使用することにした。

## 一 一七世紀における潜伏キリシタンの露頭——郡崩れ

### (1) 潜伏キリシタンの信仰

明暦三年（一六五七）肥前国大村藩領で潜伏キリシタンの疑いをかけられて六〇〇人余が吟味を受け、四〇〇人余が処刑されるといふ事件が起こった。同国彼杵郡村を中心起こったことから郡崩れと称されるこの事件は、宗門改制度の全国的制度化の直接的契機になったことで知られている。

この事件の発端は、郡村矢次<sup>(1)</sup>の兵作が長崎に住む親戚の池尻利左衛門に、六兵衛（実際に存在したのは六左衛門）という少年が見た夢の咄を聞かせたことであった。利左衛門が町役人に訴えたことから長崎奉行所に知れることとなり、長崎奉行から大村藩へ関係者の捕縛が命令され、その後芋づる式に次つぎと大勢の村民が吟味を受けることになった。

発端となった六左衛門の咄をめぐって、二つのことが注目される。一つは、強い後生観念が見られ、来世救済願望が強調されていることである。「宗数多御座候得共、吉利支丹宗ならでハ助り不申候由……天狗六疋出火之雨をふらし世界を焼崩し申候、吉利支丹宗二成候者は一人も大事無御座候、日本之宗旨は悉く一人も不残退転仕候」<sup>(12)</sup>とあるように、六左衛門が見た夢とは、世界の終末にあたって来世においては「吉利支丹」以外の「日本之宗旨」は一人も助からないというものであった。ここには、「日本」という枠組を超越す

るキリシタンの観念を見て取ることができる。

もう一つは、一六五〇年代は一六三〇年代以来の信仰心の高揚が見られるという点である。「廿二年先キ茅瀬村久良原岩穴ニ吉利支丹絵を隠し置候を、（六左衛門の）姉躰遣し取寄せ進め候<sup>13</sup>」とあるように、二〇年以上前岩穴に隠して置いた「吉利支丹絵」を取り寄せ、六左衛門の夢の咄を視覚的に説明し、人びとの信仰心の高揚を引き出した。

このように、事件の背景には、一六三〇年代以来の信仰活動の活発化、とりわけ来世救済願望の高揚があったと思われる。では、なぜこの時期なのか。この原因を直接示す史料はない。社会状況として一般的に小農経営の危機が存在したということが指摘されている。大村藩でも寛永の危機状況を受けて小農自立政策が推進されるが、在地有力者の恣意が小農経営を圧迫した<sup>14</sup>ことが信仰心高揚の背景にあったのではないか。

## （2）村社会の対応

次に郡崩れにおける村社会の対応について検討する。この事件に対する村社会の抵抗は弱い。「百姓とハ乍申相残候者共面目次第無御座候、此上者親兄弟たり共類門之者有之候者繩懸ケ可差上候、右申上候段は偽を申上事ニ無之、其証拠ニ我々持居候刀・脇差・鉄砲差上申候、則起証文を以申上候<sup>15</sup>」とあるように、村社会は「切支丹」の露頭を失態として、今後親兄弟たりとも類門を差し上げると誓約

の上、武器・起請文を提出している。また、「切支丹宗門之由、当所（長崎）籠舎之者申出候<sup>16</sup>」とあるように、長崎奉行所における吟味で籠舎の者の白状により摘発が進められたことを考えても、村社会が共同してこれに抵抗するという姿勢は脆弱であったと言える。

もちろん、根拠としている史料「見聞集」は文政期に編纂された藩政記録であり、藩の意向に沿って編集されていることを十分考慮すれば、武器・起請文の提出が村社会からの自発的行為と考えることはできない。当該期大村藩領の村社会には在地給人と呼ばれる大村家中の存在が先行研究で指摘されており<sup>17</sup>、この村の姿は惣百姓が管理する自治機能を持った近世村落とは異質なものであった。したがって、村社会の抵抗が脆弱なのは、このような村社会の構造に由来すると考えられる。

実際、この事件が発覚したとき、長崎奉行は在地給人を含めた大村家中に「切支丹」が混在しているのではないかと疑いを持っていた。長崎奉行から大村藩へ、「縦<sup>（大村統長）</sup>因幡殿扶持人ニ候共、有様ニ委敷書付<sup>18</sup>」るよう命じられたり、「切支丹類門ニ若扶持人共有之候者前を以此方江可承候<sup>19</sup>」と言われたりしたことがそれを示している。「家中諸侍大身・小身共誓詞を以申上候者、……若類門於有之者、早速召捕候而可差上候旨、家老共迄起証文差上申候事<sup>20</sup>」とあるように、大村家中から起請文を徴収しているのもその証拠である。しかし、「擲取候人数合六百三人」の「内拾壱人ハ鉄砲之者、五人ハ足軽之者、此外は不残百姓也<sup>21</sup>」とあるように、実際捕縛された

者はほとんど百姓であった。家中に「切支丹」が存在していたとすれば幕府からいっそう咎められる可能性があったから、大村藩としては「切支丹」の露顕はせめて百姓に限定したいとの思惑があったことも当然想定できる。したがって、右の史料も全面的に信用できるとは言えず、家中の「切支丹」はうやむやにされ、それを覆い隠すために百姓にはいっそう厳しく対処したのではないか、という疑いも払拭しきれない。

ただし、次節で見ると、この事件の吟味の主導権はあくまで長崎奉行が握っており、大村藩による穿鑿・吟味は厳しく制限された。大村藩も忠実に長崎奉行の指示にしたがって指名された者を捕縛するのみに徹したことを考えると、当該期には在地給人を含む大村家中の「切支丹」は実際に消滅状態にあったと考えても差し支えないのではないか。とすれば、当該期信仰心を高揚させて信仰活動を展開した人びとは百姓の階層に限定され、この事件に対する村社会の従順な態度は、非信徒の在地給人による強い指導が反映されたものと考えることができる。

一方で、先ほど検討した史料には「日本之宗旨」では救われないとあったことから、非信徒を含む村社会には信徒と非信徒の間で確執が起こっていたことも想定できる。とすれば、非信徒の在地給人による強い指導がなくとも、非信徒を含む村社会が一致して「切支丹」の摘発に抵抗することはなかったとも言い得る。

史的な制約から、郡崩れにおける村社会の従順な態度の理由を

確定できないが、いずれにしても、村社会が一致して抵抗すること  
が困難な状況であったことは確認しておきたい。

### (3) 藩と幕府の対応

先にも触れたが、郡崩れにおける吟味の主導権は長崎奉行(幕府)が掌握した。大村藩は長崎奉行の指示にしたがって容疑者を捕縛するのみであった。長崎奉行は、「其元籠舎之者拷問被仕候事、并穿鑿之儀無用之事」<sup>22)</sup>、「穿鑿又ハ責ニ御懸ケ候事無用ニ可被仕候、いかにも騒ぎ不申様ニ仕候事專一二候」<sup>23)</sup>、とあるように、大村藩による穿鑿・吟味を無用とし、特に拷問を戒めた。大村藩は長崎奉行の意向を気にしてか、「南蛮絵被成御借可被下、左候者絵踏せ改申度候」と絵踏みの実施を申し出たが、長崎奉行黒川正直は「今程は先無用ニ可被仕候、未右之埒明不申内ニ左様成者一切不入儀ニ而候」として踏み絵を貸し出さなかった<sup>24)</sup>。これは、江戸の幕閣も承知の上のことであり、長崎奉行単独の判断ではなかった。

その前提に、幕府は次のような処分方針を長崎奉行に提示している。

明暦四戌年四月廿六日、大村切支丹の儀ニ付御覚書二通の内  
籠舎のきりしたんせんさくの上落着可申付

覚

一たとへは百人の内、

一拾人は以来せんさくのたりに可成ものを籠に可残置事、

一拾人は訴人数多仕候分、其所々え遣し可預置事、

一残八拾人は斬罪たるへき事、

右の心持にてせんさくいたし、科の重軽をわけ可申付事、

一四拾余人帳に付候者の分ハ、きりしたんに紛之無候ハ、其も

のともには類門訴人のせんさくに不及、可為斬罪事、

以上

戊四月廿六日

甲斐庄喜右衛門殿

黒川 与兵衛 殿

すなわち、捕縛した者の中で、吟味の上で有用な者を一割牢に残し、数多く訴人した者を一割所預けとし、残りの八割は斬罪にするこの方針である。つまり、この方針は転宗させることを企図していないことを意味しており、実際この方針に沿って処理された。「(名前略)右六人之者親・女房其身方今申出候由被申越御法度相守奇特二候間、此者共ころひ候半と申候ハ、寺受を立させ、……此方(長崎奉行)今切支丹之絵遣踏せ可申候、ころひ申候ニおひてハ籠舎赦免、在所江可被置候」とあるように、「転宗の上赦免を認めたのは、自首又は家族から申し出た者などに限定されている。結果、六〇〇人余が捕縛され、内四〇〇人余が処刑された。

実際、「切支丹」を棄てたことの確認は困難であった。郡崩れに続いて万治三年(一六六〇)以降豊後国でも豊後崩れが起きていくが、長崎駐在の大村藩士高尾清太夫により国元に知らされた情報に

は「年七、八十程罷成候外道共申候者、豊之上ニ而相果可申と存候処ニ、ケ様二色々なる行ひニあい申候事、偏ニでいうすの御引合難有仕合ニ而御座候、中々きりしたん宗門かへ申事不罷成と申候由沙汰仕候」とあった。このとき摘発された七、八〇歳になる者が、豊の上で死ぬと思っていたところ、このようなことになったのは偏に「でいうすの御引合難有仕合」だというのである。表向き棄教していたとしても、「きりしたん宗門」を替えることは難しいようだ、との感想を漏らしている。郡崩れにおいて、「切支丹」であると確認した者については基本的に斬罪の処分に対処しようとしたのは、表面的棄教を回避しようとの意図であったと考えられる。

しかし、このような斬罪方針は郡崩れの捕縛・吟味が始まった最初から決まっていたわけではない。この事件が起こった当初の幕府宗門改役は井上政重であり、郡崩れの捕縛・吟味は、井上の「切支丹」吟味方針を詳細に記録した「契利斯督記」に見える、転宗を前提に訴人を促す、拷問は慎重にする、などといった方針にしたがって進められた。捕縛者の八割を斬罪とするという処分方針が長崎奉行に提示された文書の日付は明暦四年(一六五八)四月二六日であるが、その三日後の二九日井上は致仕し、代わって北条氏長が後任として着任しており、郡崩れの最終的な処分は新宗門改役北条の指導のもとで実施された。すなわち、井上のもとでの、訴人した者を預処分とする方針から、北条のもとでの、訴人した者でも斬罪処分とする方針へ大きく転換したことになる。表向き井上の致仕は老衰

とされているが、清水絏一氏は処分方針の対立から井上の孤立化・失脚ではないか、との見方を示している。<sup>31)</sup> 年齢からして老衰による致仕でも矛盾はないが、いずれにしても基本的な方針が転換したことは確かなようである。

この事件に対する大村藩と幕府の立場は微妙な差異があったことは確かであるが、基本的に「切支丹」を徹底的に根絶しようという姿勢は一致していた。元藩主大村喜前がキリシタン弾圧に積極的だったことから宣教師により毒殺されたとの噂があったこともあり、大村藩は「切支丹」を「主之敵」とし、「根を切葉を枯申候ことく穿鑿<sup>32)</sup>」の上、古い「切支丹」の墓も掘り返して並々ならぬ決意をもって根絶を企図した。幕府も大村藩に対して「男名利日本之神之悪敷様二者仕懸間敷<sup>34)</sup>」との指示を与え、「切支丹」を「日本」から根絶すべき対象としてとらえていた。

しかし、あくまで長崎奉行(幕府)が吟味の主導権を握っており、幕府は最後まで大村藩に穿鑿することを許さなかった。それは、穿鑿する側が吟味の過程で「切支丹」に取り込まれてしまう危険性があることを、幕府が十分認識していたからである。「契里斯督記」には、「切支丹」穿鑿には特定の役人を固定すべきではないとし、それは「伴天連などに度々付合候へハ、宗門ニ成そふに存者有之候、万一存之外成義多有之候事<sup>35)</sup>」とあるように、「切支丹」に取り込まれてしまう者が意外に多いからだという。また、同じ「契里斯督記」の別の箇所には、「宗門の者ハカナツチ論に果し候事を好ミ候由、

互に後生の事にて論をいたし、双方共ニ証拠なくカナツチ論に成候へハ、脇より聞奉行の誤之様に存、家来迄も吉利支丹宗門にも道理有之様に存候へ者、大悪事ニ而候<sup>36)</sup>」とあるように、「吉利支丹」は一つのことを繰り返し押し通そうとする論を好み、吟味担当者との間で後生のことを議論するが、双方に証拠がないので、脇で聞いていると吟味する奉行の方が誤っているように感じて、奉行の家来まで「吉利支丹」の方に道理があるように思ってしまうことがあり、そうなってしまうは大悪事であるという。そうした経験から、幕府は郡崩れの吟味の際、穿鑿する側が取り込まれてしまう危険性を回避するため、宗教上の内容を問題にしないように十分注意し、大村藩の穿鑿を無用としたのである。

以上のように、郡崩れにおける吟味のあり方は幕府が「切支丹」を十分研究した上での吟味であったと言えるだろう。教義の内容、信者の傾向、吟味の際の受け答えなど、「契里斯督記」における「切支丹」についての詳細な記録がその証拠である。そして、そこに記録された「切支丹」は、必ずしも奇怪な異端像ではない。

郡崩れの処分方針の決定段階で井上政重の転宗方針は退けられ斬罪方針へ転換したが、この方針転換もまた、幕府の綿密な「切支丹」研究の帰結と考えてよい。一六四〇年代から五〇年代にかけて井上の指導のもとで全国の潜伏キリシタンが摘発され、転宗を前提に訴人を促されたが、潜伏キリシタンの実際を考えると効果があつたとは言えない<sup>37)</sup>。こうした経験から郡崩れでは最終的には井上の方針が

却下されて、転宗から斬罪へと方針が転換したのである。

## 二 異端的宗教活動の展開

### （一）「切支丹」を取り巻く環境の変質

郡崩れ後、大村藩はキリシタン禁制の徹底を図るため、領民に対して寺社参詣や神仏行事を積極的に行うよう促した。例えば、「鎮守大小ニよらず四目を張り、掃除無油断可仕事、其所之祭礼無懈怠仕、祭之日商売耕作一切無用、祭礼一篇ニ仕社参可仕事」とあるように、事件直後の明暦四年（一六五八）八月に大村藩から村むらに申し渡した条項に、鎮守の整備と祭礼の執行を促進する旨強調されている。また、藩は村むらの監視役である横目に担当地域の状況を報告させているが、万治二年（一六五九）一〇月付の報告書の中で、

一 御宮参仰付之通、村中之者共二九日・朔日両度男女共ニ参申候、

一 一向宗御寺参廿八日、男女共ニ参申候、

一 一念仏講十四日・廿七日両度慥ニ仕候、

一 法花宗御寺参十五日ニ参申候、

一 題目講八日・十二日慥ニ仕候、

とあるように、寺社参詣の他、俗人の宗教活動である念仏講や題目講を実施している旨確認し、奨励している点が注目される。<sup>(40)</sup>

しかし、まもなく俗人の宗教活動は規制されていく。寛文九年（一六六九）二月付の横目宛の家老の覚書には、「先年今俗人祈祷・ましない致候儀御法度被 仰出候趣相背候者無之哉、弥致吟味他懸り

之村ニも無油断心を付可申事」とあつて、あまり時間をおかず俗人による祈祷・まじないが規制されるようになったことがわかる。そして、こうした俗人の宗教活動の規制は、一八世紀に入ると異端的宗教活動全般へ規制が肥大化していく傾向が現れていく。

次の史料は延宝三年（一六七五）正月付の「領内宗門改様之事」<sup>(41)</sup>との事書きがある条文の一部である。

一切支丹宗旨之者、日本之仏神信仰不仕候付而、寺社参詣仕候歟、<sup>(九卷)</sup>  
宗旨之寺ニ信仰・不信仰之様子見届させ申候事、<sup>(一〇卷)</sup>

一 憂祝言ニ付、切支丹宗旨之者、其節ニ至而氣ざし顕れ申者之由ニ候、依之心を付見聞任せ申候事、<sup>(一一卷)</sup>

一切支丹宗門ニす、め入申候二者、縦は諸芸ニかたどり近道なる様ニ申なし、或者一旦ニ合点可仕様なる道を教へ、時ニ至而其

人之憂困窮何事ニよらず、望有之節折を伺ひ奇妙なる事を申、術をいたし人をだまし候付而、村々ほか奇妙之儀申候者、堅

入させ不申候事、<sup>(一二卷)</sup>  
一 欲を以引入る事も有之候、金銀を取らせ病人有之候得者、薬を

あたへ、又者祈念をも仕、頼母敷思入候様ニいたし、則其薬邪宗之妙薬と云、祈念ハ邪宗之奇特と申聞せ、す、め入候事有之

由ニ候間、心を付候様申付候事、<sup>(一三卷)</sup>  
一切支丹宗門之者は邪法胸ニ有之候故、縦者つかれ候様ニ景気替

たるもの、由ニ候、心ニ一物有之故其色顕候間、心を付候様申付候事、



(中略)

一<sup>(九卷)</sup> 狂気或者病氣ニおかされ候者、切支丹宗旨之事申出儀可有之候間、心を付候様ニ申付候事、

このうち第九条に、郡崩れ直後の一七世紀中期段階の重点項目と共通の寺社参詣促進の条項を見出すことができる。しかし、第一〇条以下の項目では、「切支丹」の規制を基本としながらも、怪しげなものに注意を促す内容になっていて、「切支丹」でないものも規制対象となる気配が認められる。

この傾向は宝暦一一年(一七六一)の類似の触書になるといっそう顕著となる。

一<sup>(二卷)</sup> 切支丹宗ニ勤め入候ニハ、譬は諸芸ニかたどり近道なる様ニ申なし、或ハ一旦ニ合点可仕様なる道を教へ、時ニ至て其人の憂・困窮何事ニよらず<sup>(三卷)</sup> 屈有之節、折を伺ひ奇妙なる事を申、術を致し人をだまし候付、村々ほうか・奇妙之儀申ものニ心を付可申事、

一<sup>(二卷)</sup> 欲ニ迷わせ金銀を取らせ、又ハ病人等有之候得者薬をあたへ、祈念等仕、懇ニいたし頼母敷おもひ入候様ニ致し、則ち其薬ハ邪宗之妙薬と云、祈念ハ邪宗之奇特と勤め<sup>(前卷)</sup> 入候事有之もの、よし、心を付可申事、

一<sup>(三卷)</sup> 狂気・病気におかされ候へハ、切支丹之事申出る儀可有之候間、心を付可申事、

一<sup>(四卷)</sup> 邪宗之者は邪法胸ニ有之故、譬ハ狐つかれ候様ニ景気替りたる

正統・異端・切支丹(大橋)

もの、由ニ候、心ニ一物有之故、其色顕れ候間、心を付可申事、

(中略)

一<sup>(九卷)</sup> 憂・祝言ニ付、事替りたる儀無之哉、切支丹宗之者は右体の節、気さし顕れ候者之由ニ候、心を付可申事、

一<sup>(二〇卷)</sup> 神仏信仰・寺社参詣仕候歟、信仰・不信仰之様子心を付可申事、この第一条と第四条・第十九条が、前の延宝三年令の第一条・一二条・一九条・一三条・一〇条にそれぞれあたり、触書の冒頭に据えられている。一七世紀中期以来の寺社参詣・神仏行事の促進条項は、この触書にももちろんあるにはあるが、延宝三年令では第九条だったのが第二〇条となり、扱いが軽くなっているように見える。

この間、「切支丹」完全排除のための制度が整備された。一つは寛文年間(一六六〇年代)全国的制度化が実現した宗門改制度で、これにより「切支丹」の検索と一般民衆の監視が徹底されていく。もう一つは貞享四年(一六八七)制度化された類族改制度で、転び「切支丹」とその忌掛かりの血縁者の監視が徹底された。後者の類族改制度は、その三年前に制度化された服忌令と連動しているものと思われる。林由紀子氏によれば、服忌令は触穢観念の再編成により將軍を頂点とした儒教的家族・親族秩序の確立とされ、森田誠一氏によれば、「切支丹」類族は触穢の及ぶ親族とされる。<sup>(45)</sup>

この二本立ての制度で表向き「切支丹」は完全に消滅した。その傍証として、豊後崩れの関係者と思われる入牢者が元禄一四年(一七〇一)と宝永四年(一七〇七)に相次いで出牢を許され、所預け

となつている。表1がその名簿で、後で検討する文政一〇年（一八二七）の京坂切支丹一件吟味の際、参考とされた事例の一つ（表3「次号掲載予定」の七番目）にあたる。例えば、表1の七番目にあたる「ふう」という四八歳の女性は、二六年間入牢していたが、五歳のとき父親から洗礼を受けただけで、「物を覚候以後、邪宗門二成候儀曾て無之由」と申し立てていたのに対して、確かに「うたかハしき儀無御座、邪宗門之儀、心底ニ残り可申様子ニ無御座候」などで、出牢を許し所預けとしたという<sup>46</sup>。

しかし、「切支丹」が表向き消滅した一方で、一八世紀前期には「切支丹」の内容を掌握することが困難になってきたことも事実で

表1「切支丹類族出牢」者一覽

名前 (出牢時の年齢)	牢舎数	出牢年	入牢年
安右衛門女房 (64)	28	1701(元禄14)	1673
九郎左衛門女房 (72)	28	1701(元禄14)	1673
平吉女房 (61)	28	1701(元禄14)	1673
よし (53)	25	1701(元禄14)	1676
くろ (57)	28	1701(元禄14)	1673
やす (67)	28	1701(元禄14)	1673
ふう (48)	26	1701(元禄14)	1675
十三郎	34	1707(宝永4)	1673
たね	25	1707(宝永4)	1682
吉十郎	35	1707(宝永4)	1672
又七	33	1707(宝永4)	1674
七蔵	32	1707(宝永4)	1675
あかい	27	1707(宝永4)	1680
吉蔵	34	1707(宝永4)	1673
ちよこ	29	1707(宝永4)	1678
十	28	1707(宝永4)	1679
長吉	37	(宝永4年引き 続き牢舎)	1670
小三郎	28	(宝永4年引き 続き牢舎)	1679
助兵衛女房	34	(宝永4年引き 続き牢舎)	1673

(注)『御仕置例類集12 天保類集2』（名著出版、1973年）p.180～183より作成。

ある。例えば荻生徂來の「政談」には、「吉利支丹宗門の書籍を見る人なき故に、その教如何なる事という事を知る人なし。儒道・仏道・神道も、あしく説きたらば吉利支丹に覚えざるべきも計りがたし<sup>47</sup>」とある。これによれば、当該期「吉利支丹」の内容を理解する者はなく、神儒仏の異端が「吉利支丹」に容易に転化する可能性があるというのである。ここに「切支丹」の規制が異端的宗教活動全般の規制へと転回する芽が現れてきていることを確認できよう。

この「切支丹」への眼差しは、「切支丹」が「穢」れているとの観念というよりも、「切支丹宗門来朝実記」のような通俗的排耶書などにより定着していく奇怪な異端像を反映したものである。これは、井上政重の「契利斯督記」や新井白石の「西洋紀聞」など教義上の内容が記されているものが秘匿されたことと関係していよう<sup>48</sup>。

## （2）隠し念仏と「切支丹」

こうした状況の中で一八世紀中期、異端的宗教活動が「切支丹」とされる事例が登場してくる。典型的なのが、東北諸藩領における隠し念仏である。

東北地方における隠し念仏の弾圧は、宝暦四年（一七五四）仙台藩留守家家中の山崎左衛門らが「犬切支丹」とされ磔に処されたのを起点とする。山崎らが処罰されたのは、「其身事俗ノ身トシテ、仏間ヲ造リ、文章ヲ読聞セ、第一在々所々へ缺行キ、一念帰命信心決定ノ法ニ事寄セ、諸人ヲススメ……邪法ヲ以テ数郡ノ百姓大勢ヲ

誣ヒ惑シ、御政事ヲ害シ」たためであつたとあるように、俗人を導師とする宗教活動が問題とされた。

その後、当地の隠し念仏はしばしば「切支丹同様」の扱ひを受け弾圧されている<sup>50</sup>。順を追つて概略すると、文化元年（一八〇四）仙台藩領出身の医者木村養庵が盛岡藩・八戸藩領にて法談したのが、「切支丹」との評判が立ち追放され、次いで文化二年（一八一六）木村養庵から教えを受けた八戸藩領の儀兵衛（善教または禪教）・清兵衛が「切支丹」であるとの風聞が立ち入牢の上、後牢死し、文政八年（一八二五）儀兵衛（善教または禪教）から教えを受けた医者及川立益（順證）が預け先の本誓寺にて怪しい活動をした（文政五年捕縛され翌年預けられていた）として、「本誓寺御堂守切支丹」とされた、という。

隠し念仏と称される東北地方の異端的宗教活動は、起源を浄土真宗に求める伝承が存在しており、真宗の異端として位置づけられるのが一般的である。しかし、真言系念仏の形態を持つていることから真宗を起源とする由緒は必ずしも正確とは言えない<sup>51</sup>。真言系の念仏に真宗系の念仏が習合したもの<sup>52</sup>という位置づけが妥当なようである。

隠し念仏の起源を何に求めるかはともかくとして、本稿の問題関心から注目したいのは、これが「犬切支丹」または「切支丹同様」と位置づけられていることである。史料上、「犬切支丹」とは隠し念仏の信仰者が自称したかのように記述されているが、「犬」と

いう言い方は相手を貶める侮蔑の呼称であるから、実際彼らが自称していたとは思われない。したがって、規制すべき異端的宗教活動を貶める手段として「切支丹」が持ち出されたと見るべきである。こうして、俗人を導師とする宗教活動が、「切支丹同様」の異端的宗教活動と見なされて弾圧されたのである<sup>53</sup>。

### （3）「奇怪」「異説」「異法」への規制

東北地方の隠し念仏に限らず、一八世紀は様々な異端的宗教活動が「出現」した——権力がそれを問題視することが増えた——時代である。それは、民間信仰・流行神や、秘事法門・異安心などと呼ばれる既存宗派の「異法」「異流」が活発化したことと表裏の関係にあり、宗判寺檀関係の仏教だけでは民衆の宗教的欲求は満たされていなかったことを同時に意味している<sup>54</sup>。

もちろん、異端的宗教活動は一八世紀に入ってから初めて規制対象とされたわけではなく、寛文五年（一六五五）の「諸宗寺院法度」の第二条の付けたり「立新義不可説奇怪之法事」とあることが基本法令として知られている。そして、享保一二年（一七二七）の「新規之神事仏事等之儀ニ付御触書」の中で、「神事仏事其外不依何事、新規之儀堅不可取建<sup>55</sup>」とされてから、いっそう規制が厳しくなつたとされている<sup>56</sup>。

異端的宗教活動の規制はどんなふうに進められたのか。試みに、一八世紀後半以降順次幕府評定所で編纂された刑事事件の判例集

表2 「御仕置例類集」における「奇怪」「異説」「異法」

和暦	西暦	件名	批判文言	冤罰対象者	判決	適用した規定または参考にした判例	「御仕置例類集」の分類	出典			
A	安永3	1774	飛州村々争士貞宗之百姓共、不正義之宗法を相持候一件	不正義之宗法、不正義之法律	飛騨国吉城郡沖ノ町村百姓無構	1	三島派不受不施	扱事并御申申渡等を背候部：異法又ハ奇怪異説之類(古類集1:306)	第1巻p.471~472		
					飛騨国大野郡高山三ノ町宮田屋庄次郎	水牢				2	
					飛騨国大野郡高山三ノ町宮田屋庄次郎侍寄四郎外2人	御答之不及沙汰				3	
B	安永4	1775	怪敷宗門相助候一件	怪敷宗門、怪敷唱方	河内国志紀郡澤田村百姓嘉兵衛	無構	三島派不受不施	扱事并御申申渡等を背候部：異法又ハ奇怪異説之類(古類集1:307)	第1巻p.472~475		
					河内国志紀郡澤田村百姓武兵衛外2人	無構				4	
					京都雲駐屋町島丸西江人町大津屋傳兵衛借屋近江屋作兵衛	水牢				5	
C	天明7	1787	不埒之書本拵候一件	異説	大坂西高津町紅屋仁兵衛借屋御厨大作	輕追放	宝暦8年(1758)江戸新薬物町源蔵元店藤兵衛、「異説」「雜説」を著述・貸本により、江戸私	扱事并御申申渡等を背候部：異法又ハ奇怪異説之類(古類集1:308)	第1巻p.475~477		
					大坂順慶町五丁目井筒屋新右衛門支配借屋綿屋喜助	輕追放				7	
					大坂順慶町五丁目経師屋佐七支配借屋越前屋平兵衛	江戸を構、大坂三郎私				8	
					大坂南笠原町松葉屋五兵衛借屋松屋佐兵衛	過料錢三貫文				9	
					大坂西高津町紅屋仁兵衛借屋医師小松大進	急度叱り				10	
										11	
D	天明8	1788	異風成法義、相助候一件	異風成法義、異殊之法儀、異風之仏壇、秘事法門、邪儀異殊	大坂平野町二丁目總屋武兵衛家守瀬戸物屋與兵衛外37(28)人	所私(9人)、無構(28人)	三島派不受不施	扱事并御申申渡等を背候部：異法又ハ奇怪異説之類(古類集1:309)	第1巻p.477~479		
					摂津国東成郡天王寺村今通町備後屋武兵衛家主近江屋静元・庄屋・年寄	叱り(静元)、過料錢三貫文(庄屋)、急度叱り(年寄)				12	
					河内国茨田郡大庭一番村之内佐太融通大念仏宗本山來迎寺住持慈空	遠島				13	
					摂津国東成郡天王寺村馬場先町青蓮院宮未庵天台宗無量壽庵住持慈明後見唯輔	遠島				14	
					摂津国東成郡天王寺村馬場先町青蓮院宮未庵天台宗無量壽庵住持慈明	重追放				15	
					河内国茨田郡大庭一番村之内佐太融通大念仏宗本山來迎寺役者照造	三十日押込				16	
					大和国添下部西大寺村浄土院住持精養外11ヶ寺	三十日通産				17	
					摂津国西成郡北野村梶井宮未寺天台宗常安寺留守居覺淵	輕追放				18	
										19	
					E	寛政1				1789	玉造稲荷社、地上ヶ砂持三付、異説申候候一件
大坂玉造岡山町井筒屋忠兵衛借屋掃磨屋六三郎	過料錢三貫文	20									
大坂内浜路町一丁目龍屋三右衛門支配借屋關興爾同家侍雲仙外2人	過料錢三貫文宛	21									
F	寛政8	1796	越後国飯柳村市左衛門、調法相持候一件	異法、異流之法義	越後国蒲原郡飯柳村百姓市左衛門	遠島	三島派不受不施	2の事例	扱事并御申申渡等を背候部：異法又ハ奇怪異説之類(古類集1:311)	第1巻p.480~483	
					越後国古志郡富嶋村庄屋五郎兵衛	輕追放					22
					越後国古志郡稲葉村百姓與惣石南門外4人	御答之不及沙汰					23
					越後国古志郡石内村百姓久太郎	三十日手鎖					24
					越後国古志郡石内村庄屋・組頭	過料錢三貫文(庄屋)、急度叱り(組頭)					25
					越後国蒲原郡飯柳村庄屋・組頭	過料錢五貫文(庄屋)、過料錢三貫文(組頭)					26
G	寛政9	1797	城州岡崎村願成寺眞空、調法之法義、相持候一件	異殊之法義、秘事法門	京都高倉三條上ル崇善院殿長屋美濃屋甚六外59人	所私	12の事例	扱事并御申申渡等を背候部：異法又ハ奇怪異説之類(古類集1:312)	第1巻p.483~484		
					山城国愛宕郡岡崎村大念仏宗願成寺住持眞空	遠島				27	
					山城国愛宕郡岡崎村大念仏宗願成寺弟子觀立外1人	急度叱り				28	
H	文化7	1810	泉州福田村興源寺妙嚴、調伏之修法いたし候一件	不届成祈禱	真言律宗和泉国大島郡福田村興源寺住持妙嚴	死罪	安永3年(1774)大原騒動の際、飛騨国大野郡久々野郷宮村一之宮神主森伊勢外1人、「不届成祈禱」により獲	扱事并御申申渡等を背候部：奇怪異説之類(類類集1:139)	第6巻p.267~269		
										31	
I	文化12	1815	肥後国高浜村勇助女房たま、奇怪異説申候候一件	奇怪異説	肥後国天草郡高浜村たま夫勇助	居村を構、長崎私(ただし、恩赦)	扱事并御申申渡等を背候部：奇怪異説之類(類類集1:139)	第7巻p.288~290			
					肥後国天草郡高浜村やす夫徳次	居村私(ただし、恩赦)			33		
					肥後国天草郡大江村銀助	居村を構、長崎私(ただし、恩赦)			34		

				肥後国天草郡高浜村勇助女房たま	居村を構、長崎弘(ただし、恩赦)	36			女之部：奇怪異説申候類(統類集4：1263)	第10巻p.110~111
				肥後国天草郡高浜村徳次女房やす	居村を構、長崎弘(ただし、恩赦)	37				
J	文政10	1827	無宿庵幸、怪敷祈禱いたし候一件	怪敷祈禱	無宿庵幸	遠島	38	文化10年(1813)江戸半込水道町兵次郎店陰陽師長嶋進仙、「異昧」の祈禱により遠島(ただし、恩赦)	従事并御触申渡等を背候もの等の部：奇怪異説異法之類(天保類集2：280)	第12巻p.115~116
				西丸御持筋頭津田外記組与力高須彌五郎	江戸弘	36	奇怪異説申候、人衆いたし候もの御仕置	侍出家社人御用遠町人小僧の部：奇怪異説異法之類(天保類集5：1272)により、五十日押込		第15巻p.115~116
				武蔵国豊島郡下戸塚村百姓重三郎地面二罷在候角右衛門娘はつ事まち	江戸弘	40		文化10年(1813)江戸小石川四ツ谷町海七店清兵衛女房もよ、陰陽師長嶋進仙の祈禱の際、「奇怪之儀」を口走るにより、江戸弘	女之部：奇怪異説申候もの(天保類集6：1672)	第16巻p.139~140
K	天保1	1830	半込早稲田町伝次郎、俗人之身分にて加持祈禱いたし候一件	奇怪之儀	江戸半込早稲田町善四郎店伝次郎	遠島	41	文化10年(1813)江戸半込水道町兵次郎店陰陽師長嶋進仙、「異昧」の祈禱により遠島(ただし、恩赦)	従事并御触申渡等を背候もの等の部：奇怪異説異法之類(天保類集2：281)	第12巻p.116~118
				武蔵国豊島郡谷中本村百姓かう地借重次	江戸弘	42	36の事例	侍出家社人御用遠町人小僧の部：奇怪異説異法之類(天保類集2：282)		第12巻p.118~121
				江戸下谷坂本町三丁目源兵衛店利泉方同居富之助	江戸内他行致問敷	43	文政2年(1819)信濃国佐久郡八重原村郷土黒沢嘉兵衛兼子黒沢東馬、江戸出府の際、酒に酔って江戸城門内に紛入るにより、江戸差出問敷			
M	天保6	1835	城州雲林院村下南座中西主水同居、倍受院事美正、異流之宗法申候一件	異流之宗法、異流之法儀、異流不正儀	山城国愛宕郡雲林院村住居下南座中西主水同居祖母倍受院事美正	遠島	44	天保4年(1833)大坂三河町二丁目弥右衛門店安兵衛養子安右衛門事理生、「宗意不正」の祈禱を人に教えるにより、遠島	侍出家社人御用遠町人小僧の等の部：奇怪異説異法之類(天保類集5：1273)	第15巻p.116~118
N	天保7	1836	無宿教道外志人、不屈之取計いたし候一件之内、右教道外志人御仕置、評議	不屈之取計、奇怪之儀	無宿教道 無宿教道親真竜	獄門 遠島	45 46	文政9年(1826)武蔵国尾ヶ崎村当山修験宗、新神料を敷取るにより、遠島	従事并御触申渡等を背候もの等の部：奇怪異説異法之類(天保類集2：283)	第12巻p.121~127
O	天保9	1838	八幡町無宿要五郎、火礼張候一件(自分で火札を張って、難除之祈禱を勧誘)	何事も奇妙に相知候趣申候	長崎八幡町無宿要五郎	重道放	47	寛政12年(1800)上野国藤岡町吉兵衛、火札を張るにより、死罪	従事并御触申渡等を背候もの等の部：奇怪異説異法之類(天保類集2：284)	第12巻p.127~128
P	天保9	1838	無宿武左衛門、かたり事いたし候一件	かたり事、奇怪之儀	無宿武左衛門	死罪	48	享和3年(1803)無宿喜助、「かたり事」の祈禱により、死罪	従事并御触申渡等を背候もの等の部：奇怪異説異法之類(天保類集2：285)	第12巻p.128~129
Q	天保9	1838	下総国西洗足村第六天神主千本松権頭儀、同神職千本松除其外之ものを共を呪咄いたし候一件	翁敷仕形	下総国海上郡西洗足村第六天神主千本松権頭	遠島	49	32の事例 同年出羽国吉原村当山修験宗古藏院了善、「調伏之祈禱」により、遠島	侍出家社人御用遠町人小僧の等の部：奇怪異説異法之類(天保類集5：1274)	第15巻p.118~120
R	天保10	1839	三宅土佐守家米渡邊登其外之ものを共、不屈之取計いたし候一件	不容易儀	江戸本石町三丁目五人組持店飯人宿彦兵衛幼年二付後見金次郎	永平	50	天保7年(1836)大坂安治川南二丁目善右衛門借屋善兵衛、石見国松原浦八右衛門の竹島渡海協力により、永平	従事并御触申渡等を背候もの等の部：奇怪異説異法之類(天保類集2：286)	第12巻p.129~132
				不憚公儀不敬之至	三宅土佐守家米渡邊登	於在所 獄居	51 52	天保7年(1836)大坂中橋町宗兵衛支配借屋庄助、石見国松原浦八右衛門の竹島渡海協力により、大坂三郷を構、江戸弘 寛政4年(1792)松平陸奥守家米林嘉善同居之弟林子平、「奇怪異説」著述により、獄居	侍出家社人御用遠町人小僧の等の部：奇怪異説異法之類(天保類集5：1275)	第15巻p.120~121

[注] 『御仕置例類集』(名著出版、1971~74年)より作成。

「御仕置例類集」において、「奇怪」「異説」「異法」とされた事例を検討してみよう。それをまとめたのが表2である。もちろんこれで当該期のすべての事例を網羅しているわけではないが、判例の傾向はわかるはずである。全部で一八件抽出することができた。

全体を眺めてみて気づくことは、寛政期以前と文化期以後で、判決を下す上で参考とする規定の変化が見られることである。すなわち、寛政期以前では、基本的に延享元年（一七四四）制定の「三鳥派不受不施」仕置き規定<sup>(47)</sup>を適用しているのに対して、文化期以降では、類似的な判例を適用している。前者の場合、七件中五件は、A・B・D・F・G<sup>(58)</sup>がそれにあたり、適用されていないC・Eは宗教活動ではない「異説」の書物を版行した事例である。

三鳥派・不受不施は日蓮宗の「異流」とされた宗派で、それぞれ不受不施は慶長期から、三鳥派は寛政期から規制を受けたとされる<sup>(59)</sup>。不受不施は日興を祖とし、信者以外に施しを受けず与えずの主義によりしばしば弾圧を受けたことはよく知られている。一方、三鳥院日秀を祖とする三鳥派が弾圧されたという確かな記録は宝永期からのものであるが、寛政三年（一七九一）勘定奉行久世広民からの、三鳥派についての問い合わせに対する触頭本妙寺の返答には「三鳥弘法之儀ハ、如何様ニ相弘候哉、邪法と計旧記ニも相認、相分不申候<sup>(61)</sup>」とあって、寛政期には禁止理由を認識できなくなったようである。平田篤胤「出定笑語附録」（文化一四年「一八一七」成立、日蓮宗・浄土真宗を批判する書）は、三鳥派を不受不施の傍流

と誤認しており、「切支丹ノヤウデ有タ」との認識を示している<sup>(62)</sup>。これも「切支丹」イメージが貧困化していった状況と共通しており、内容掌握が困難になった三鳥派が「切支丹」と同様と見なされているのは、「切支丹」が異端的宗教活動の象徴として定着してきていることをよく示している。

一方、文化期以降異端的宗教活動の処罰の際、「三鳥派不受不施」仕置き規定ではなく、類似的な判例が適用されるようになるのは、文化文政期にキリシタン禁制の変質が決定的になったことと関係していると思われる。その契機が天草崩れと京坂切支丹一件である。詳細を次の三・四で検討することにする。

\*以下、「正統・異端・切支丹——近世日本の秩序維持とキリシタン禁制（下）」（『早稲田大学教育学部 学術研究・地理学・歴史学・社会科学編』五五号、二〇〇七年二月、掲載予定）に続く。

註

- (1) H.チースリク監修・太田淑子編『日本史小百科 キリシタン』（東京堂出版、一九九九年）。
- (2) 例えば、高埜利彦編『シリーズ近世の身分的周縁 1 民間に生きる宗教者』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、歴史科学協議会編『特集 宗教からみえる日本近世』（歴史評論 六二九、二〇〇二年）の諸論文。
- (3) 『日本民俗文化大系 1 風土と文化』（小学館、一九八六年）所収。
- (4) 近年の、大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』（東京堂出版、二〇〇一年）、同「文政期京坂「切支丹」考」、『日本歴史』六六四、二〇〇三年、「近世の秩序と「異宗」と「切支丹」】（『キリシタン文化研究会会報』一二二、二〇〇三年）や、キリ

シタンと浄土真宗とを比較検討した川村信三『キリシタン信徒組織の誕生と変容』（教文館、二〇〇三年）などは、その試みの一つであるが、もちろん他分野を巻き込んだ議論は不十分である。

なお、異端とは、あくまでヘゲモニー主体（または権力と言ひ換えてもよい）である正統の側から見て秩序を脅かすと見なされる存在、あるいはその周縁に位置づけられる存在、という意味である。したがって本稿では、それは本来異端から解放されるべき対象である、との思いを込めて、この語を使用する。本稿に直接関わることでいえば、二つのレベルの問題がある。一つはキリシタンにおける正統と異端、もう一つは近世秩序における正統と異端である。前者では、宣教師指導下のキリシタンが正統であるとするが、潜伏キリシタンは信仰活動の変質という点で異端ということになるし、文政一〇年（一八二七）に京坂で摘発された「切支丹」は潜伏キリシタンとも異質であるという点で二重の異端となる。後者では、宗判寺檀関係の仏教を核とした、近世秩序の枠組に収まっている宗教が正統であるとするれば、その周縁に位置して常に逸脱を警戒されている民間信仰・流行神が異端ということになる。かつて西洋史家の堀米庸三氏は、正統を中心としながらも根本を共通にする枠組の範疇でとらえられるのが異端であるのに対して、根本を異にするのが異教であると指摘した（『正統と異端』中公新書、一九六四年、二九～三九頁）。これにしたがえば、キリシタンは異端というより異教ではないかとの見方もあるだろうが、キリシタンを含めた近世人の多様な宗教活動を横断的に検討するべきであるとの本稿の立場からすれば、キリシタンは異教ではなく異端であり、幕藩権力が排除しようとした対象としての「切支丹」が異教である。

- (5) 姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』（同文館、一九二五年）。
- (6) 高室一彦『郡崩』（山陽新報社、一九三〇年）。
- (7) 磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜』宗教・国家・神道（岩波書店、二〇〇三年）。
- (8) 阿満利磨『日本人はなぜ無宗教なのか』（筑摩書房、一九九六年）二〇五頁。
- (9) 「大村郷村記」によると慶長一七年（一六二二）の検地では石高四〇六二石と認定され、近世中期までに原口・竹松・黒丸・福重・皆同・今富・松原・野岳の八か村に分割された。
- (10) 藤野保一編『大村見聞集』（高科書店、一九九四年、以下「見聞集」と略す）の解題によれば、郡崩れの史料が収録されている「見聞集」七〇巻は、文政一一年（一八二八）大村藩主大村純昌により、藩士一瀬前当・前宣父子が編纂を命じられた藩政記録で、慶長期から文化期までの藩政上重要な文書を取録したものである。編纂意図を示す直接の史料はないが、当該期は「徳川実紀」を始め幕府・諸藩を問わず史書・地誌の編纂が盛んに企画・開始される時期に当たっており、幕藩体制の矛盾が進行する中で従来の藩政を振り返って人心掌握の参考に

することが企図されていたものと思われる。その点で藩の官撰記録であることに注意する必要があるが、一方で藩内外の史料を広く蒐集しようとする姿勢が見られることから考証的な編纂の意図が伺われると指摘されている。したがって、この「見聞集」は史料批判をふまれば十分信用できる史料であると言ひ得る。史料上では「矢次村」とあるが、実際は竹松郷の小字名。

- (11) 「見聞集」六二二頁。
- (12) 「見聞集」六二二頁。
- (13) 「見聞集」六二〇頁。
- (14) 藤野保一「大村藩の成立と展開」（『長崎県史 藩政編』吉川弘文館、一九七三年）。
- (15) 「見聞集」六二九頁。
- (16) 「見聞集」六二五頁など。
- (17) 藤野保一「注14」前掲論文。
- (18) 「見聞集」六二四頁。
- (19) 「見聞集」六二七頁。
- (20) 「見聞集」六四四頁。
- (21) 「見聞集」六四五頁。
- (22) 「見聞集」六二七頁。
- (23) 「見聞集」六二八頁。
- (24) 「見聞集」六三八頁。
- (25) 清水絃一「柳田弘光校訂『長崎御役所留上』」（『外政史研究』二、二〇〇三年、一五三頁）。解題によれば、同史料は寛永一六年（一六三九）～宝永七年（一七一〇）長崎に伝達された法令や重要文書を取めた長崎奉行の記録集で、「徳川実紀」編纂に供されたという。
- (26) 同右一五二～一五三頁。
- (27) 「見聞集」六三五頁。
- (28) 「見聞集」六八五～六八六頁。
- (29) 村井早苗「幕藩制成立とキリシタン禁制」（文献出版、一九八七年）。
- (30) 幕府宗門改役の在任は、井上政重（寛永一七年（一六四〇）前後（ただし正式には明暦三年九月五日「天主教考察」任命）～明暦四年（一六五八）四月二九日、北条氏長（明暦四年四月二九日～寛文一〇年（一六七〇）三月九日。清水絃一「宗門改役ノト」（『キリスト教史学』三〇、一九七六年）。
- (31) 清水絃一「郡崩れ考」（『日本歴史』五五四、一九九四年）。
- (32) 「見聞集」六三七頁。
- (33) 「見聞集」六五〇頁。
- (34) 「見聞集」六三七頁。
- (35) 「契利斯督記」（立教大学図書館蔵海老沢有道文庫写真版）、「統々群書類従」二二、一九七〇年、六三二頁。
- (36) 「契利斯督記」（立教大学図書館蔵海老沢有道文庫写真版）、「統々群書類従」二二、

- 六三七頁。
- (37) 例えば、岡山藩の場合、この間「切支丹」として指摘された者はほとんどが否定していた。大橋幸泰〔注4〕。前掲書第三章。
- (38) 『見聞集』六四七～六四八頁。
- (39) 『見聞集』六七八～六七九頁。
- (40) 日蓮宗・浄土真宗が目立っているのは、大村領内の宗教環境がキリシタン時代を挟んで、真言宗・禅宗中心の状態から日蓮宗・浄土真宗中心へと大きく転換するからである（久田松和則『キリシタン伝来地の神社と信仰』「富松神社再興四百年事業委員会、二〇〇二年」、以下も同書による）。その前提には、天正二年（一五七四）キリシタン大名大村純忠による領内の神社破壊があった。郡七山十坊と呼ばれる中世寺院群を含む四〇寺一七社がその対象であった。宗派が不明なものもあるが、主に真言宗・禅宗であったとされる。大村純忠統治下のキリシタン時代、寺社信仰は停滞したが、江戸幕府のキリシタン禁制方針を受けて、慶長期から寛文期までの約七〇年間に四一寺一五一社が建立された。寺院の内訳は、日蓮宗一〇、浄土真宗一八、浄土宗五、真言宗六、天台宗二、神社は小祠を含んでいる。神社の再建・建立には日蓮宗・真言宗の僧侶が関係していたが、おおむね郡崩れの当該期は日蓮宗・浄土真宗が中心であった。また、郡崩れ後の寛文期（一六六〇年代）領内一円に伊勢大麻が配布されたことも注目される。寛文九年（一六六九）二月付の横目宛の家老の覚書には「御祓・諸寺諸社札守護ニ受用候哉、古札納様庵末ニ無之様可申付事」〔見聞集〕七〇八～七〇九頁〕とあり、領内の寺社参詣・神仏行事の他、伊勢大麻も「切支丹」一掃の手段となった。もちろん伊勢参詣はこのとき突然始まったというのではなく一六世紀以前にもあったが、天正二年の寺社破壊により途絶えたものが、大村家中により慶長期に個別に復活し、元和六年（一六二〇）藩主の伊勢代参を経て、同八年上級家臣に伊勢大麻が配布されたことが、寛文期の領内一円への伊勢大麻配布の前提としてあった。
- (41) 『見聞集』七〇八～七〇九頁。
- (42) 『見聞集』七〇二～七〇四頁。
- (43) 『見聞集』七〇九～七一頁。
- (44) 林由紀子『近世服忌令の研究』（清文堂、一九九八年）。
- (45) 森田誠二『切支丹類族に現れた血縁の概念』『社会と伝承』四一―二、一九六〇年。
- (46) 『御仕置例類集二』天保類集二（名著出版、一九七三年）一八〇～一八一頁。
- (47) 获生徂来『辻達也校注』『政談』（岩波書店、一九七三年）三三二頁。
- (48) 奇怪な魔力として「切支丹」を描く通俗的排耶書でさえ版行されず写本で流布したが、それは若干の教義上の内容が含まれていたからだと思う（海老沢有道『「切支丹宗門来朝実記」考』『宗教研究』一三九、一九五四年）。また、現在私たちが閲覧できる「契里斯督記」は寛政九年（一七九七）五月付福山藩儒者太田全齋の写本（『続々群書類従』一一、一九七〇年）で、原本は失われている。全齋
- が「契里斯督記」の写本を作成した動機は不明だが、潜伏キリシタンをめぐる問題が浮上してくる同時期であることと無関係とは思えない。なお、当該期の福山藩主は安永・天明期に寺社奉行・老中を歴任した阿部正倫である。
- (49) 『日本庶民生活史料集成18 民間宗教』（三二書房、一九七二年、以下『庶民史料集成』と略す）三三〇～三三一頁。
- (50) 『門屋光昭』『隠し念仏』（東京堂出版、一九八九年）。
- (51) この他に、明和四年（一七六七）石見国浜田藩領で起きた浜田宗論と呼ばれる、浄土真宗と禅宗・浄土宗・真言宗九か寺との争論において、神祇不拝を説く真宗が「切支丹」と非難された事例がある（福岡光超『真宗史の研究』永田文昌堂、一九九九年）。この件では、俗人の宗教活動が問題とされたわけではないが、相手を貶める文言として「切支丹」が持ち出されている点で注目される。これらの事例から、一八世紀を通じて「切支丹」イメージの貧困化が全国規模で進行していたと見ていいだろう。
- (53) 宮田登『民間信仰と政治的規制』（笠原一男博士還暦記念会編『日本宗教史論集下巻』吉川弘文館、一九七六年）、菊池武『近世仏教統制の一研究』（『日本歴史』三六五、一九七八年）。
- (54) 『徳川禁令考』前集第五（創文社、一九五九年）二〇頁。
- (55) 『徳川禁令考』後集第一（創文社、一九五九年）一七〇頁。
- (56) 菊池武〔注53〕前掲論文。
- (57) 『徳川禁令考』後集第三（創文社、一九六〇年）一〇四～一〇五・一一九頁
- (58) Gは史料上「三鳥派不受不施」仕置きを適用するとは見えないが、表の通し番号12の事例を参考としていることから、間接的に「三鳥派不受不施」仕置きを適用しているの、こちらに含めた。
- (59) 『徳川禁令考』後集第三（創文社、一九六〇年）一一四～一一五頁。
- (60) 『徳川実紀』六（吉川弘文館、一九七六年）六三九頁。
- (61) 同〔注59〕。
- (62) 『新修 平田篤胤全集』一〇（名著出版、一九七七年）四九五頁。
- 〔付記〕本稿は、歴史学研究会二〇〇五年度大会近世史部会（二〇〇五年五月二九日明治大学にて開催）における口頭報告「キリシタン禁制と異端的宗教活動」を改題し、若干の補筆をして原稿化したものである。なお、報告要旨・討論要旨は『歴史学研究』八〇七（二〇〇五年一〇月増刊号）に掲載されている。